

# 経済産業省

20240617産局第4号

令和6年6月28日

各通

経済産業省産業技術環境局長名

日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鋳工業品等認証省令」という。）、電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）及び役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令（以下「役務認証命令」という。）に関する解釈及び運用を、下記のとおり定め、日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について（20190626産局第2号）は廃止する。

## 記

### 1. 鋳工業品等認証省令の解釈及び運用について

#### (1) 第九条の表の四の項関係

鋳工業品等認証省令第九条の表の四の項中「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、認証に係る鋳工業品又はその加工技術に係る被認証者等の社内規格その他製造又は加工に関する書類及び当該鋳工業品を製造し、又は加工する工場又は事業場に対してwebカメラ、オンライン会議システム等を活用した動画、画像、データ等で情報を収集、調査し、同令第二条に規定する事項が確実に行われているかどうかを確認する調査をいう。

#### (2) 第十一条第三項関係

試験用の鋳工業品が日本産業規格（以下「該当JIS」という。）に適合するかどうかの審査において、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準である日本産業規格Q17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「JIS Q17025」という。）のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。

したがって、例えば、該当 J I S に測定の不確かさが考慮されていない場合に行う製品試験において、J I S Q 1 7 0 2 5 の「7. 6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

## 2. 電磁的記録認証省令の解釈及び運用について

### (1) 第九条の表の四の項関係

電磁的記録認証省令第九条の表の四の項中「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、認証に係る電磁的記録に係る被認証者等の社内規格その他電磁的記録の作成に関する書類及び当該電磁的記録を作成する事務所又は事業場に対して w e b カメラ、オンライン会議システム等を活用した動画、画像、データ等で情報を収集、調査し、同令第二条に規定する事項が確実に行われているかどうかを確認する調査をいう。

### (2) 第十一条第三項関係

試験用の電磁的記録が該当 J I S に適合するかどうかの審査において、J I S Q 1 7 0 2 5 のうち「該当するもの」の判断については登録認証機関に委ねられていると解する。したがって、例えば、該当 J I S に測定の不確かさが考慮されていない場合に行う電磁的記録において、J I S Q 1 7 0 2 5 の「7. 6 測定不確かさの評価」については「該当するもの」ではないと判断することを妨げるものではない。

## 3. 役務認証命令の解釈及び運用について

### (1) 第九条の表の四の項関係

役務認証命令第九条の表の四の項中「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、認証に係る役務に係る被認証者等の社内規格その他役務の提供に関する書類及び当該役務を提供する事務所又は事業場に対して w e b カメラ、オンライン会議システム等を活用した動画、画像、データ等で情報を収集、調査し、同令第二条に規定する事項が確実に行われているかどうかを確認する調査をいう。

### 附 則

この解釈及び運用は、公布の日から施行する。